

介護保険要支援者のサービスが継続できる施策を

2105年度からの介護保険制度改定で堀議員が質問

9議会の一般質問で、堀ひろ子議員は、介護保険制度や国保税負担の軽減など質問しました。

堀議員は、「2015年度からの介護保険『第6期介護保険事業計画』は、要支援者の通所訪問介護を介護保険給付から外し、市町村の地域支援事業となる。従来の介護保険サービスを継続することができるか。特別養護老人ホームの入所を『原則要介護3以上』とすることで高齢者が行き場を失うことにならないか。利用料の2割負担化は必要なサービスの利用抑制を引き起こし、要介護度の重度化につながるのではないか」などについて、市長の見解をただしました。

制度の仕組みの周知と地域住民等への支援体制の充実を図ると市長

従来の介護保険サービスの継続については、「制度の仕組みの周知などへの支援体制の充実を図っていきたいと考えている」と答弁しました。

特老への入所を原則要介護3以上にする問題については、「必要な介護サービスの提供は不可欠であり、低所得者の生活困難な場合は個別に対応していきたい」と答弁しまし

た。

利用料の2割負担については、「市としては、一定の方の負担が増えるが、適正に対応していきたい」と答えました

国保税軽減の継続を

堀議員は、「2015年3月を期限とする国保税軽減(一般会計からの繰り入れ)を再度導入し、市民負担の軽減を図るべきではないか」と質問しました。

この質問に、「平成25年度の決算確定後に、医療費の動向と今後の見込みを推計しながら検討していく。検討にあたっては、国保税の今後の動向はもとより、一般会計からの繰り出しについても併せて検討する。また、平成29年度には国保の広域化も視野に入れながら検討する必要がある」と市長が答弁しました。

集団的自衛権行使容認は撤回を

「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書」は、12対11(議長を除く)で不採択となりました。堀議員は市議会最終本会議で、「これまで憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないとしていたものを180度転換し、海外で戦争する国へと道を開くものである。内閣の判断だけで憲法解釈を変更することは立憲主義に反し、到底容認できない」と、陳情書に賛成の討論をしました。



全国から7500人が集い「川内原発再稼働中止！」を求める

原発の「再稼働第一号」の計画が進められる川内原発の再稼働を止めようと、9月28日に鹿児島市の天文館公園で開かれた「ストップ川内原発再稼働 9・28全国集会」は、全国各地から7500人が集いました。

「原発をなくす全国連絡会」の盛本さんは、「夏も冬も原発なしで乗りきった。原発ゼロで電気は足りている。高コストの原発は撤退しかない」と話しました。

川内原発30キロ圏内の7市2町の議会を代表して日本共産党の井上勝博薩摩川内市議が、「私たちが実施した市民アンケートでは、85%の市民が『再稼働反対』だ。商店街を回って話すと5割以上が『反対』と答えてくれる。再稼働させない取り組みを引き続き強める」と述べました。日本共産党姶良市議団も堀・渡辺議員とともに集会に参加し、原発から30キロ圏内の議員として壇上に立ち、パレードに参加しました。



鹿児島中央公園での原発再稼働反対集会

市政のことなどお気軽に相談を
日本共産党姶良市議会議員

堀 ひろ子

電話 (62) 2528

生活相談室
日本共産党



姶良市も非核・平和都市宣言を

渡辺議員が一般質問で提案

9月定例議会で渡辺議員は、姶良市の非核・平和都市宣言と平和問題について市長の姿勢をただしました。

今年はアメリカが1945年の8月6日に広島、8月9日には長崎に原子爆弾を投下してから69年目の年になりました。世界にはいまなお1万6千発をこえる核兵器が存在しています。核廃絶は、世界の人々すべての利益となるものであり、憲法9条を持つ国として、核兵器のない平和な世界をめざす先頭に立つべきです。

姶良市議会では4年前に「非核・平和都市宣言に関する決議」を行っていますが、市当局はこの宣言をしていません。



渡辺議員は「姶良市でも宣言をし、意思表示のための懸垂幕を掲げるべきではないか」と質問しました。

この質問に「来年度を迎える姶良市誕生5周年に合わせた取組みとして考えている。来年が終戦70年の節目にもなることから、市民と一緒に平和への願いが深められるよう近隣市町の取組み等も参考にしながら検討していく」と市長が答えました。

鹿児島市では、平和美術展や子どもたちに花の種を配布し、霧島市では懸垂幕の掲示や写真展など、平和の尊さを学ぶ機会をつくっています。姶良市でもこのような取組みが求められます。

放課後児童クラブの基準、6年生には狭いのでは？

児童一人あたりの
基準面積は1.65m²以上

子ども・子育て支援新制度により、就学前の子どもたちの保育・教育にかかる国の制度が大きく変わります。同時に、放課後児童クラブの制度も変わり、市町村もはじめて放課後児童クラブの基準を条例で制定することになりました。この基準で、対象児童が小学6年生までとなり、児童一人あたりの基準面積は1.65m²（参酌すべき基準）となります。

渡辺議員は「この基準に照らすと施設整備や増設、新設が必要となるが、どのような対応を考えているのか」と質問をしました。

この質問に市長は「新設、増設については、学校に余裕教室がある場合には、教育委員会との連携・調整を図りながら検討ていきたい」と答えました。

安心して利用できる施設整備を

学校の空き教室を利用することにより基準面積も十分確保でき、防犯の面でも安全になります。現在、放課後児童クラブのない校区（永原・北山・漆）への設置も含め、空き教室の利用については、早期に検討していくことが求められます。

設備及び運営に関する条例に反対

今回の9月定例議会で、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例が提案されました。

渡辺議員は「おおむね1.65m²という基準は保育所の乳児の基準と同じである。小学6年生までが対象となると行動範囲が広がるため、広げるべきではないか。また、市町村の実施責任があいまいであり、重大事故が発生した時の公的責任も不明確である」と反対の討論を行いました。

本当がわかる 明日がみえる

原発、憲法、消費税、雇用、TPP…
「本当のことが知りたい」 その思いに
こたえる新聞です。
くらしに役立つ情報も満載です。

しんぶん赤旗
日刊●月 3497円
日曜版●月 823円

暮らし優先の市政実現に力を尽くします

日本共産党姶良市議会議員

渡辺 りえ

電話 (65) 3010

